

【 被扶養者資格確認チャート 】

健康保険の被扶養者資格について、ご家族の方が該当するかどうか自己点検チャートで確認してください。
その結果

①被扶養者の審査対象となりますと判定された方は「被扶養者異動届」に必要書類を添付して提出してください。

②被扶養者資格はありませんと判定された方は、被扶養者に認定するための申請はできません。

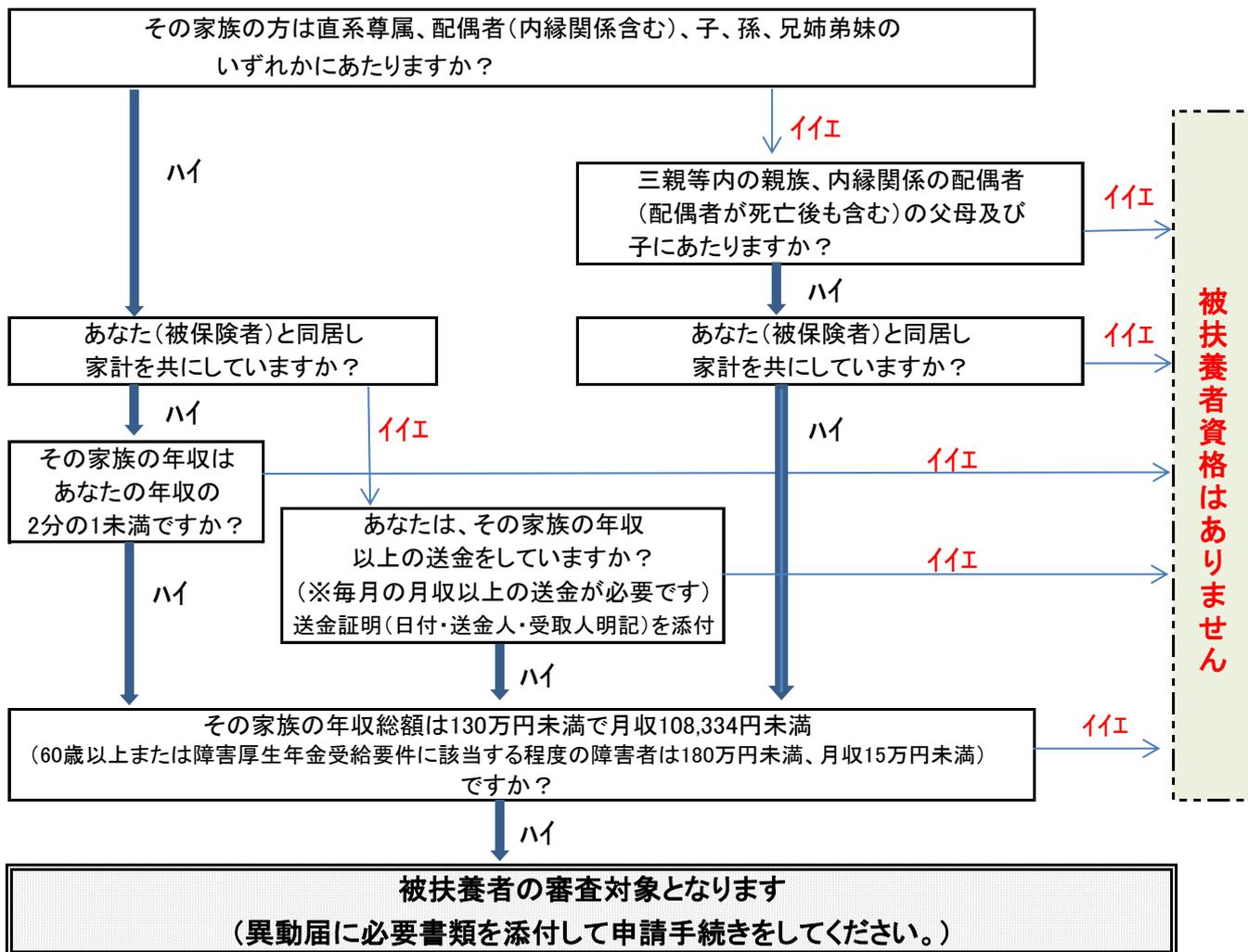
※75歳以上又は65歳以上で障害認定を受けている方は、後期高齢者医療制度の対象者となりますので被扶養者にはなりません。

※被扶養者として認定されるのは、被保険者により継続的に生計を維持されていて、社会通念上妥当であると認められた方です。

生計維持・・・被保険者が被扶養者の生活費の半分以上を負担している事

※夫婦共働きで子供を出産した場合は、原則として年間収入が多い方の被扶養者になります。

※父母のどちらか一方に130万円以上(60歳以上は180万円以上)の年収がある時は、父母共に被扶養者資格はありません。



現在被扶養者になっている方もチェックをして【被扶養者資格はありません】と判定された場合は、速やかに異動届に理由を記入し被保険者証を添付して扶養削除のための届を提出して下さい。
資格喪失後は当健保の被保険者証は使えません。資格喪失後に被保険者証を使用して受診していた場合は、当健康保険組合が負担した医療費について、ご本人・事業所・当健保組合の間で清算手続きが発生しますので、ご注意ください！！